

# フィデリティ・ 脱炭素日本株・ ファンド

追加型投信／国内／株式

**ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。**

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

## 委託会社

ファンドの運用の指図を行なう者

## フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

## 照会先

ナビダイヤル：**0570-051-104** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)  
固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。

ホームページ：<https://www.fidelity.co.jp/>

## 受託会社

ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

## 三菱UFJ信託銀行株式会社



**Fidelity**  
INTERNATIONAL

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	国内	株式

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産(投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	日本	ファミリーファンド

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社

## フィデリティ投信株式会社

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2026年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…

8兆1,675億円(2026年3月末現在)



- この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・脱炭素日本株・ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月20日に関東財務局長に提出し、2025年11月21日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

ファンドは、ファンドの特色および運用プロセスに基づき組入れ対象銘柄を選定し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

## ファンドの特色

1

フィデリティ・脱炭素日本株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式の中から、省エネルギー関連や再生可能エネルギー関連等の優れた脱炭素関連技術を持つ企業、あるいは脱炭素への取り組み姿勢に優れた企業であると委託会社(以下、「当社」といいます。)が判断した銘柄を中心に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2

ポートフォリオ構築においては、ファンダメンタルズ分析とESG<sup>\*1</sup>分析を基に、リスク度合い、流動性、業種分散、銘柄分散、温室効果ガス排出量等を総合的に勘案して組入銘柄および組入比率を決定します。また、評価レーティングにより優れたESG特性を持つと判断される企業<sup>\*2</sup>の組入れを、社内基準に基づき80%以上<sup>\*3</sup>に保ちます。

\*1 ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の略称です。

\*2 フィデリティ・インターナショナル(FIL)のESGレーティングにおいてA-B格、レーティングが付与されていない場合は、外部評価機関(MSCI)によるESG格付においてAAA-A格以上の企業。

\*3 組入比率は、運用環境等の変化により変更される場合があります。

3

個別銘柄選択にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる徹底的な企業分析や直接面談による調査を活かした「ボトム・アップ・アプローチ<sup>\*4</sup>」、及び企業との建設的なエンゲージメント活動(企業との対話)を通じ、魅力的な投資機会の発掘に注力します。

\*4 ボトム・アップ・アプローチとは、綿密な個別企業調査活動を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容などファンダメンタルズおよびESG特性を調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。

4

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

5

日本の株式の代表的な株価指数であるTOPIX(配当込)をベンチマーク(運用目標)とし、長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることを目標とします。(ベンチマークとの連動を目指すものではありません。)

● TOPIX(配当込)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されており、配当を考慮したものです。

● 東証株価指数(TOPIX)(以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

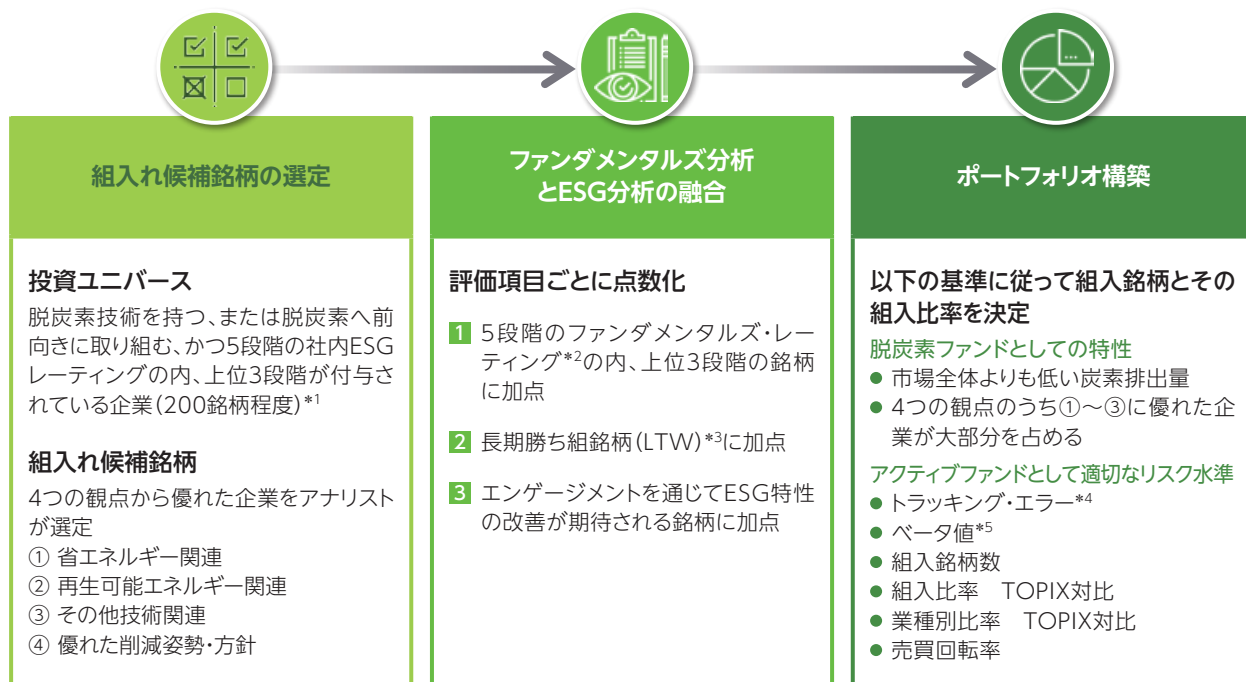
※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ファンドは「フィデリティ・脱炭素日本株・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

※運用担当者の変更等により、委託会社または委託先のグループ会社間へ運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)を追加する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

# 1. ファンドの目的・特色

## 運用プロセス



\*1 2026年3月時点。

\*2 ファンダメンタルズ・レーティングとは、企業調査担当者が担当企業の競争優位性や財務健全性などを分析することによって、投資推奨の度合いを5段階の格付で評価したものであり、買い推奨、売り推奨、中立等に分類されます。

\*3 LTWとは、Long Term Winner の略であり、持続可能な競争優位性を持ち、長期にわたり資本コストを上回る利益を稼ぐ(もしくは稼ぐことが期待される)と、当社が評価する企業を指します。

\*4 トラッキング・エラーとは、ファンドのリターンとベンチマークのリターンとの乖離の大きさを表す指標であり、数値が大きいほどファンドの値動きがベンチマークと乖離していることを示します。

\*5 ベータ値とは、ベンチマークや市場全体に対してファンドの値動きがどの程度連動するかを表す値であり、1を基準とします。例えば1以上であれば市場の上昇(下落)以上にファンドが上昇(下落)する傾向を示します。

(注) 上記は銘柄選定の主な視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。投資ユニバースの銘柄数や組入れ候補銘柄の選定の観点は、今後の社会・経済状況の変化や技術の進展等に応じて変更されることがあります。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※上記は、今後変更されることがあります。



### 組入れ候補銘柄の選定

投資ユニバースの策定においては、脱炭素技術を持つ、または脱炭素へ前向きに取り組む企業であると当社が判断した銘柄の中から、5段階の社内ESGレーティングの内、上位3段階が付与されている銘柄を抽出します。

200銘柄\*程度に絞り込まれた投資ユニバースの中から、以下の4つの観点で特に優れた企業をアナリストが選定し、組入れ候補銘柄とします。

①省エネルギー関連	脱炭素社会の実現に不可欠な、あるいは極めて有効な製品やサービスを提供する企業など
②再生エネルギー関連	再生エネルギー事業を主力とする、あるいは強化中である企業など
③その他技術関連	その他、将来的に脱炭素社会の実現に寄与するであろう技術(例:CO2貯留関連)を保有する企業など
④優れた削減姿勢・方針	自社の事業活動から排出されるCO2に対する、優れた削減姿勢・方針

\*2026年3月時点。

(注) 投資ユニバースの銘柄数や組入れ候補銘柄の選定の観点は、今後の社会・経済状況の変化や技術の進展等に応じて変更されることがあります。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

# 1. ファンドの目的・特色

## 当社独自のESGレーティング

当社独自のESGレーティングは、環境・社会・ガバナンスの要素が企業の将来の見通しにどのような影響を与えるかを基に評価しています。

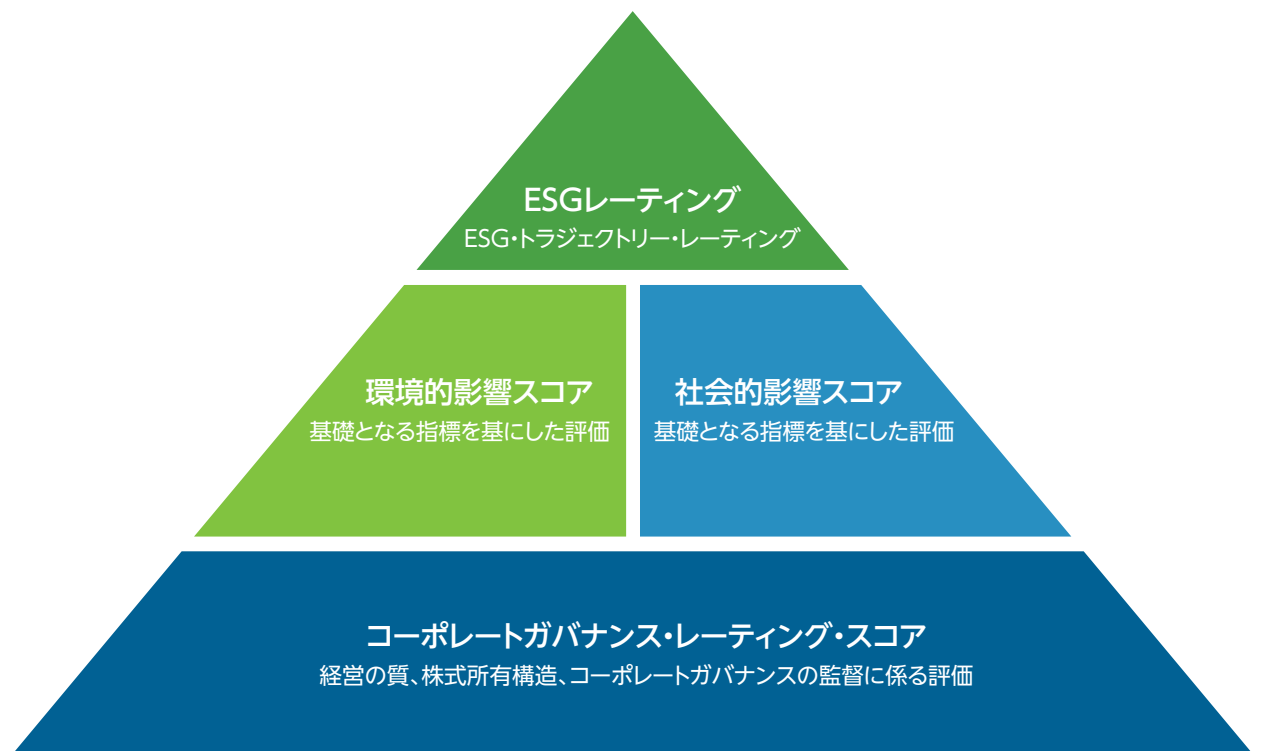
基本的なステップとしては、グローバルで各業種ごとにバリューチェーン全体における重要社会課題を特定し、企業の事業活動による環境や社会への影響、またそうした影響を企業がどのように管理しているかを調査し、評価を行ないます。

さらに、コーポレートガバナンスの質を評価することで、各事業の環境や社会的な影響分析を補完させ、ESG評価を確証づけるものになっています。

- ①環境的影響と社会的影響については、基礎となる指標を基にそれぞれ1～3のスコアを付与します。
- ②コーポレートガバナンスについては、経営の質、株式所有構造等を基に1～3のスコアを付与します。
- ③最終的には、環境、社会、ガバナンスのスコア結果を受けて、「企業のESG管理の在り方は企業価値に大きく貢献するか?」という観点から5段階で評価し、総合的なESGレーティングを付与します。一方で、「環境・社会的影響の管理の在り方について、今後の方向性をどのように見ているか?」という評価(ESG・トラジェクトリー・レーティング)も付与します。

この仕組みにより、当社は企業を業種内で相対評価するだけでなく、絶対的な基準で業種横断的に比較することを可能にしました。

当社のこの評価方法は今後も進化・発展をさせていく予定です。



(注)上記はイメージ図です。

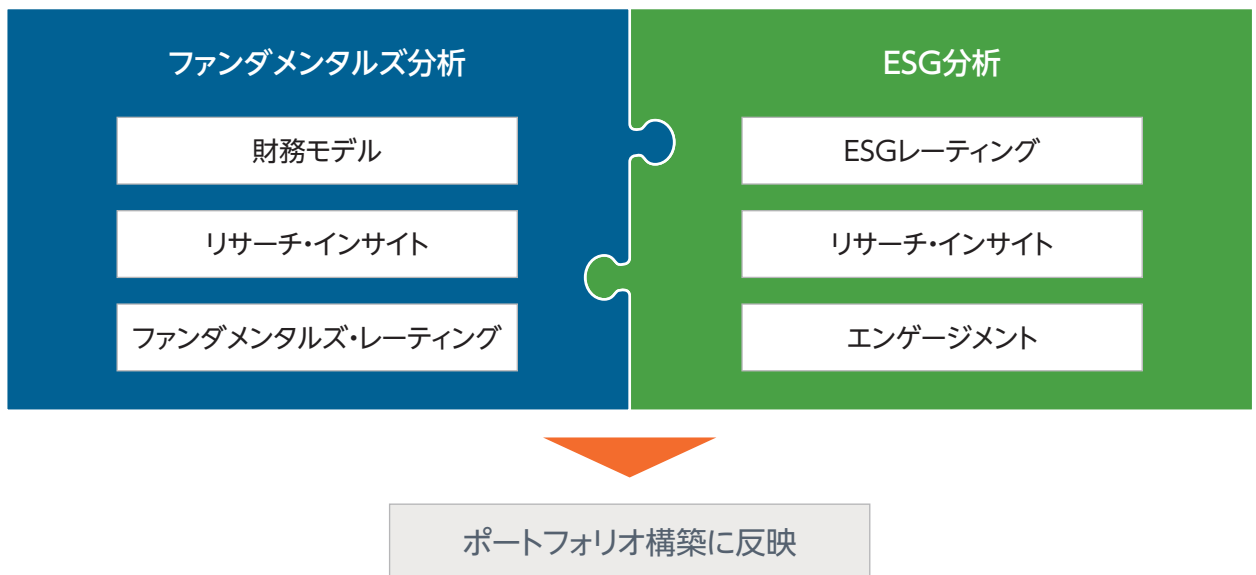
# 1. ファンドの目的・特色



## ファンダメンタルズ分析とESG分析の融合

組入れ候補銘柄については、当社独自のファンダメンタルズ分析とESG分析の融合により、魅力的な投資機会を発掘します。融合にあたっては、以下の評価項目を点数化し、総合的な魅力度を測ります。

- 1 ファンダメンタルズ分析を基にしたファンダメンタルズ・レーティングに応じて、上位3段階の評価を得た銘柄に加点します。ファンダメンタルズ・レーティングが低評価になっても、それが一時的であると判断される場合は保有を継続することがあります。
- 2 アナリストの見通しを基に、長期勝ち組銘柄(LTW-Long Term Winner)か否かを判断し、加点します。
- 3 ESG分析を基に、エンゲージメントを通じてESG特性の改善が期待されるか判断し、加点します。



(注) 上記はイメージ図であり、企業分析について網羅的に表すものではありません。

# 1. ファンドの目的・特色



## ポートフォリオ構築

ポートフォリオの構築にあたっては、脱炭素ファンドとしての特性を満たすとともに、アクティブファンドとして適切なリスク水準となるよう組入銘柄とその組入比率を決定します。

脱炭素ファンドとしての特性を満たすために、ポートフォリオの炭素排出量\*1をベンチマークと比較して低い水準に保ち、組入れ候補銘柄の4つの観点のうち、省エネルギー関連、再生エネルギー関連、その他技術関連が大部分を占めるよう組入れを行ないます。また、当ファンドにおける脱炭素化への取り組みとして、ポートフォリオの炭素排出が2050年に向けてネットゼロ\*2となるよう、モニタリングを行ないます。

また、アクティブファンドとして適切なリスク水準は、トラッキング・エラー、ベータ、ベンチマーク対比の組入比率、売買回転率などを勘案して決定します。

加えて、当ファンドのESG投資の基本原則に則り、評価レーティングにより優れたESG特性を持つと判断される企業の組入れを、社内基準に基づき80%以上\*3に保つとともに、ESG特性に改善の余地が見込まれる企業との対話を通じて、事業活動による環境的・社会的影響を含めた企業価値の向上に貢献するよう、エンゲージメントを行ないます。その他、国際的な行動規範や持続可能性の観点から問題となり得る特定事業関連銘柄等で構成される投資不適格指定の対象\*4に該当する企業を除外します(エクスクルージョン\*4)。

\*1 ここでの炭素排出量は、加重平均炭素強度(WACI)を指します。WACIは、企業の収益100万米ドル当たりのCO2排出量をポートフォリオの組入比率に応じて加重平均したもので、CO2を多く排出する企業に対するファンドのエクスポージャーを示します。

\*2 ネットゼロとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」や回収・貯留技術などを用いた「除去量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

\*3 組入比率は、運用環境等の変化により変更される場合があります。

\*4 投資不適格指定の対象は、将来変更になる可能性があります。

## 優れたESG企業への投資により企業価値の向上と信託財産の成長を目指すESG投資の基本原則



### インテグレーション (運用プロセスに組み込まれたESG分析)

- 優れたESG特性を持つと判断される企業に投資し、社内基準に基づき80%以上\*1に保つ
- それに該当しない場合でも、ESG特性が改善傾向にある、もしくは改善の見込みがあると当社が判断する企業に投資する
- 当社独自のESGおよびファンダメンタルズ分析を活用した銘柄選択



### エンゲージメント (企業との目的を持った対話)

- ESG特性に改善の余地が見込まれる企業とエンゲージメントを実施
- 長期投資、詳細なファンダメンタルズ分析、企業との信頼関係、がポートフォリオで保有する企業との価値あるエンゲージメント機会を創出



### エクスクルージョン\*2 (投資不適格指定による除外)

- 当社グローバル全体で共通の投資不適格指定:クラスター弾・地雷等の製造・販売に関わる企業
- 当ファンドを含むESGファンドに適用される\*3投資不適格指定:国連グローバル・コンパクト\*4等の国際的規範に対する違反、タバコ、兵器、石炭、オイルサンド、北極圏石油・ガス、除外適用されたソブリン等

\*1 組入比率は、運用環境等の変化により変更される場合があります。

\*2 投資不適格指定の対象は、将来変更になる可能性があります。

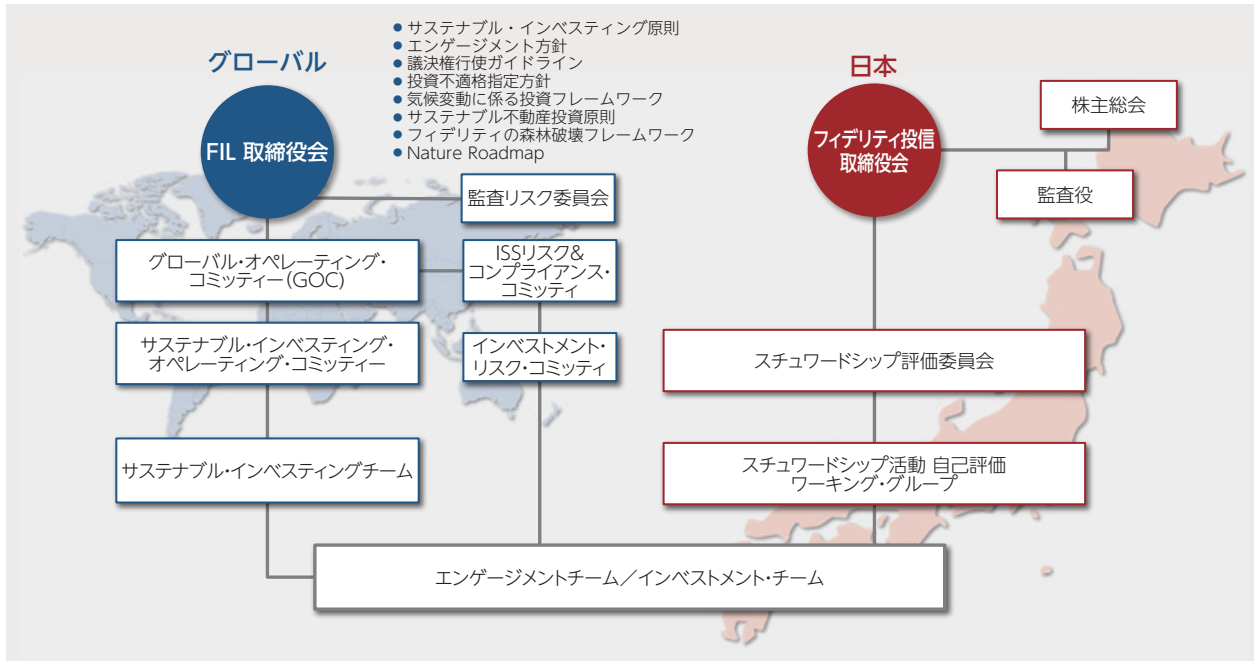
\*3 フィデリティ・インターナショナル(FIL)のサステナブル・インベスティング・フレームワークに基づくESGファンドに適用されます。

\*4 国連グローバル・コンパクト(UNGC)は、国連と民間企業・団体による持続可能な成長を実現するための自発的な取り組みです。UNGCに署名する企業・団体は、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、腐敗の防止等に関わる原則に賛同し、企業・団体のトップ自らのコミットメントのもと、その実現に向けて努力を継続することが求められています。

(注) 上記はESG投資の基本原則の概要を示したものであり、ESG投資の基本原則の全てを網羅的に表すものではありません。

# 1. ファンドの目的・特色

## ESG投資に関するガバナンス体制



(注)上記はイメージ図です。

当社は、独立系資産運用グループのフィデリティ・インターナショナル(FIL)の一員であり、責任ある投資活動を純粋に遂行できる組織体制になっています。当社の運用部門はグローバル一体運営の下活動しており、グローバルCIO(最高投資責任者)の下、各地域に投資責任者を配し、ポートフォリオ・マネジャー、アナリストを指揮・監督しています。

また、当社ではスチュワードシップ活動が適切に実行されているかを評価するワーキング・グループや評価委員会を設立し、経営陣の複数名は、スチュワードシップ評価委員会のメンバーになっています。

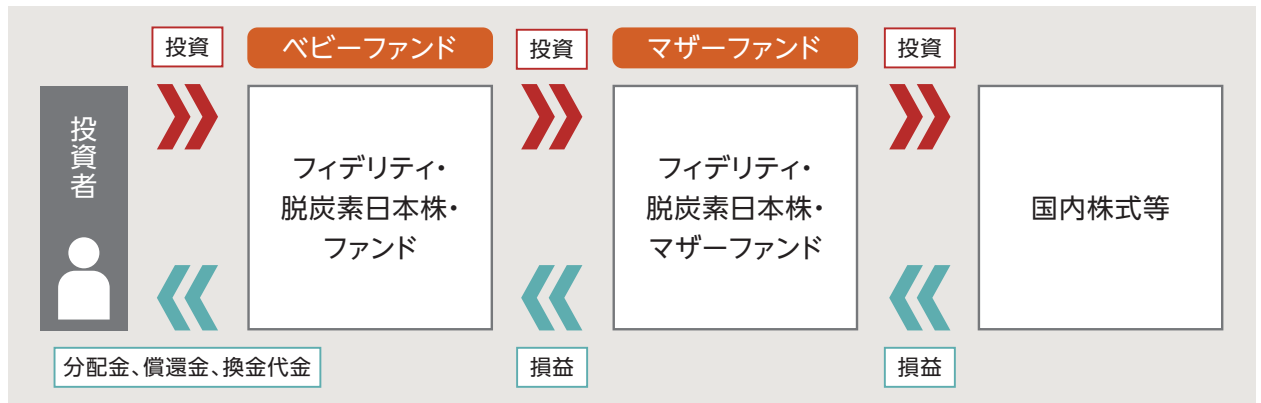
専任のサステナビリティ・チームは、運用チームと緊密に連携し、投資プロセスとスチュワードシップ責任、エンゲージメント活動、ESGインテグレーション、株主総会における議決権行使など、当社の投資アプローチを統合する責任を持ちます。サステナビリティ・チームは、運用チームにおける以下のようなESGインテグレーションを支援する上で重要な役割を果たします。

- 当社の議決権行使方針・ガイドラインの履行
- ESG課題に関する議題を含む、投資先企業とのエンゲージメント実施
- 全ての資産クラス、グローバル各拠点の運用チームと緊密に連携、調査分析および投資判断へのESGインテグレーション推進
- アナリスト・レポート、業界分析、ポートフォリオ分析などESG情報の社内向け提供
- ESGに関する顧客からの照会への対応
- ESGインテグレーションや議決権行使に関する顧客向け報告
- 世界各国のESGテーマや潮流についての習熟、研鑽
- 注目されるESG課題やESGインテグレーションに焦点を当てた外部セミナーやコンファレンスへの出席
- 運用チームおよび社内各部門におけるESGトレーニングの実施

当社のスチュワードシップ方針については、委託会社のホームページ(<https://www.fidelity.co.jp/about-fidelity/stewardship>)に掲載されております。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

## 主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限	投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

## 収益分配方針

毎決算時(原則8月25日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みません)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 2. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

#### 投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

#### 主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
ESG投資に関するリスク	ファンドは、優れたESG特性を持つと判断される企業の組入れを社内基準に基づき高位に保つことから、銘柄選択や有価証券売買等における、企業のESG特性に焦点をおいた投資判断が、ファンドのパフォーマンスに影響する可能性があり、より幅広い銘柄に投資した場合と比較して不利益となる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

■**クーリング・オフ**:ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■**流動性リスク**:ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

■**デリバティブ(派生商品)に関する留意点**:ファンドは、ヘッジ目的の場合等に限り、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

■**ベンチマークに関する留意点**:ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

## 2. 投資リスク

■**分配金に関する留意点**:分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

#### 運用部門

部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。

#### 運用に関するコンプライアンス部門

法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

#### 運用リスク管理部門

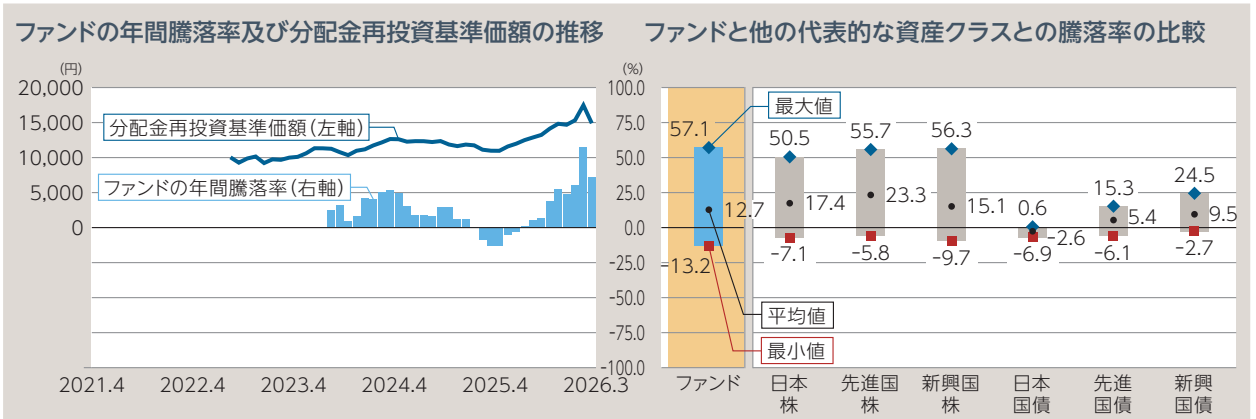
流動性リスクを含むファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門等に報告しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

## 2. 投資リスク

### (参考情報)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドが2022年8月30日に設定されたため、2023年8月～2026年3月の期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※ファンドは2022年8月30日に設定されたため2023年8月～2026年3月の期間、他の代表的な資産クラスについては2021年4月～2026年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### 代表的な資産クラスの指数

<b>日本株</b> TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
<b>先進国株</b> MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他の知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
<b>新興国株</b> MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他の知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
<b>日本国債</b> NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
<b>先進国債</b> FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
<b>新興国債</b> J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

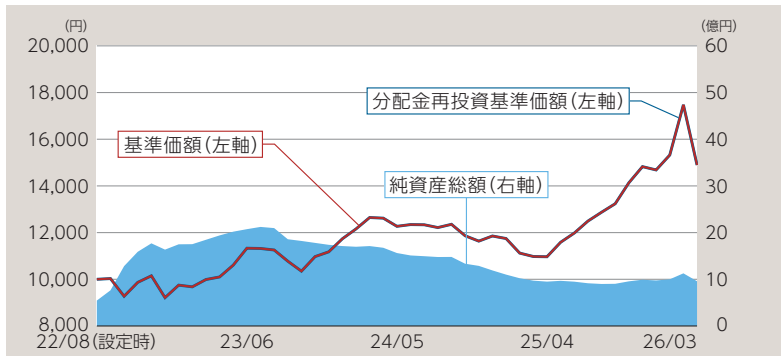
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

# 3. 運用実績

(2026年3月31日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。  
 ※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。  
 ※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。  
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	14,895円
純資産総額	9.6億円

## 分配の推移

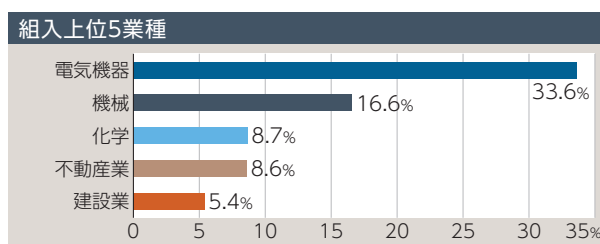
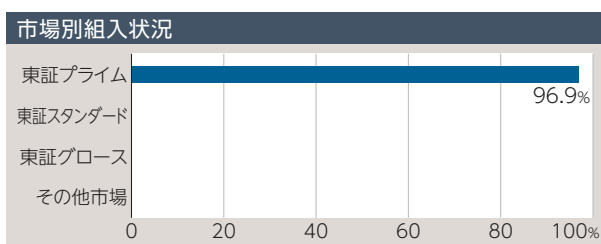
(1万口当たり/税引前)

決算期	分配金
2023年 8月	0円
2024年 8月	0円
2025年 8月	0円
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況 (マザーファンド)

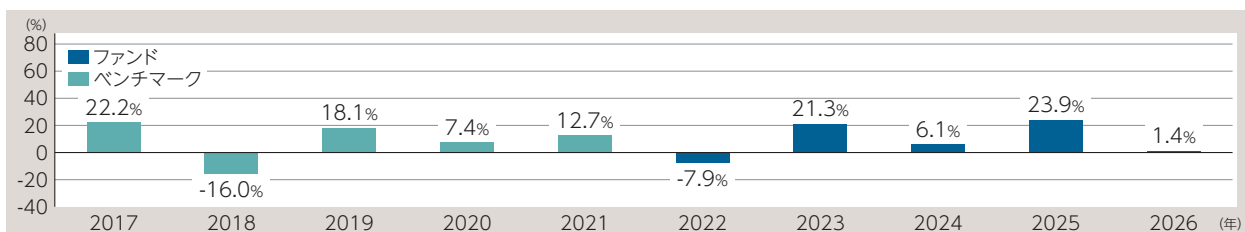
株式	96.9%
現金・その他	3.1%

順位	銘柄	業種	比率
1	日立製作所	電気機器	6.0%
2	東京エレクトロン	電気機器	5.4%
3	三菱地所	不動産業	4.7%
4	クラフティア	建設業	4.6%
5	富士電機	電気機器	4.2%
6	豊田通商	卸売業	4.1%
7	村田製作所	電気機器	4.0%
8	キーエンス	電気機器	4.0%
9	カチタス	不動産業	3.9%
10	SMC	機械	3.7%



※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。  
 ※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。  
 ※業種は東証33業種に準じて表示しています。

## 年間収益率の推移



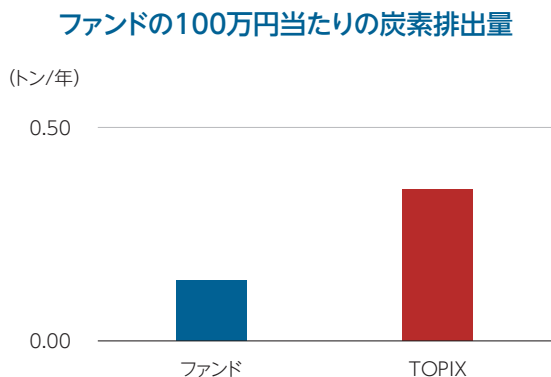
※当ファンドのベンチマークは、TOPIX(配当込)です。  
 ※ベンチマークの情報はあくまで参考情報としての記載であり、当ファンドの運用実績ではありません。  
 ※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。  
 ※2022年は当初設定日(2022年8月30日)以降2022年末までの実績、2026年は年初以降3月末までの実績となります。

# 3. 運用実績

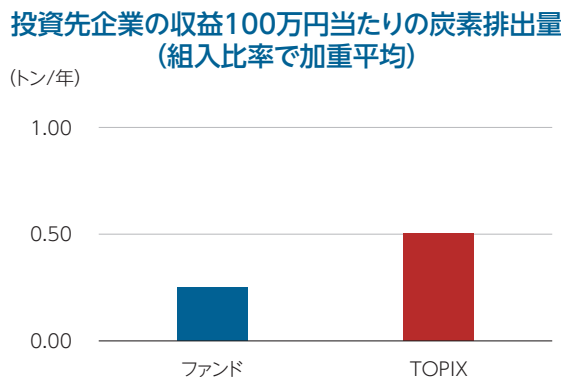
(2026年3月31日現在)

## ◆(ご参考)

脱炭素ファンドとしての特性を満たすために、ファンドの炭素排出量をベンチマークと比較して低い水準に保ちます\*



上記グラフは、カーボン・フットプリントを指し、ファンドならびにTOPIXの総炭素排出量 (Scope1-2) をそれぞれファンドの純資産総額、TOPIXの時価総額で標準化したものです。



上記グラフは、加重平均炭素強度 (WACI) を指し、ファンドの投資先企業ならびにTOPIX構成企業の収益100万円当たりの炭素排出量 (Scope1-2) をそれぞれファンドの組入比率、TOPIXの構成比率に応じて加重平均した指標で、CO2を多く排出する企業に対するエクスポージャー (炭素効率性) を示します。Scope1は、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope2は他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出を指します。

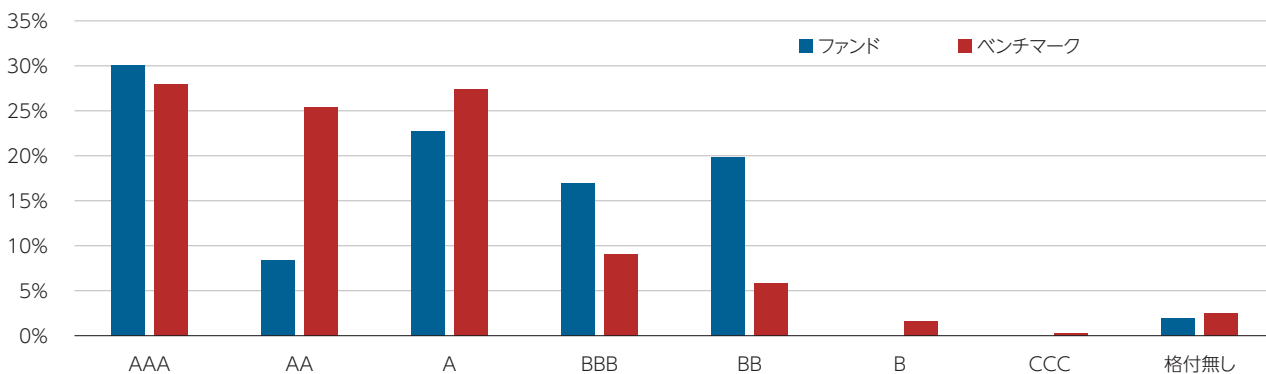
\*当ファンドにおいては、投資先企業の収益100万米ドル当たりの炭素排出量 (組入比率で加重平均) を主としてモニタリングし、市場全体 (TOPIX) よりも低い炭素排出量を維持する運用を行ないます。

(注) ISSよりフィデリティ投信作成。2026年3月末時点の為替レート (1米ドル=158.71円) を使用して円換算しています。炭素排出量はCO2換算炭素排出量を指します。なお、ISSデータは米ドルベース、かつ100万米ドル単位の数値で計算されており、運用上はその数値を参照値としていますが、本資料においてはフィデリティ投信にてISSデータを円換算し、100万円単位に再計算して表示しています。

※炭素排出量データの出所:ISS ESGが提供するデータです。Institutional Shareholder Services Inc.およびその関連会社 (ISS) が提供する情報のすべての権利は、ISSおよび/またはそのライセンサーに帰属します。ISSは、明示または黙示を問わず、いかなる種類の保証も行わず、ISSが提供するデータの誤り、欠落、あるいは中断について、いかなる責任も負わないものとします。本情報は、ISSが提供する炭素排出量データに基づく作成日時点のもので、データの取得日と報告日のタイミングに差異が存在する場合があります。(ISSより提供の英文をフィデリティ投信で日本語訳しております。)

当社のESG投資の基本原則に則り、評価レーティングにより優れたESG特性を持つと判断される企業の組入れを、社内基準に基づき80%以上\*に保ちます

### ESG格付別組入状況



\*組入比率は、運用環境等の変化により変更される場合があります。

※MSCI ESG Research LLCおよびその関連会社 (以下「ESG関係者」) を含むがこれらに限定されないフィデリティ投信の情報提供者は、信頼できると考える情報源から情報 (以下「情報」) を入手していますが、ESG関係者は、本書に記載されているデータの独自性、正確性、および/または完全性を保証するものではなく、商品性および特定目的への適合性を含むすべての明示または黙示の保証をここに明示的に否認します。本情報は、お客様の内部使用に限定され、いかなる形式によっても複製または再提供することはできません。また、いかなる金融商品、商品または指数の根拠または構成要素としても使用することはできません。さらに、本情報はすべて、それ自体として、どの有価証券を売買するか、あるいは売買のタイミングを決定するために利用することはできません。ESG関係者は、本書のデータに関連する誤りや欠落、あるいは直接的、間接的、特別、懲罰的、結果的またはその他の損害 (逸失利益を含む) に対して、たとえその可能性を通知されていたとしても、いかなる責任も負わないものとします。

・ファンドはマザーファンド・ベースです。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに購入・換金の申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025年11月21日から2026年11月20日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(2022年8月30日設定)
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年8月25日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	3,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ( <a href="https://www.fidelity.co.jp/">https://www.fidelity.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎年8月のファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用があります。なお、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2026年3月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

# 4. 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用										
購入時手数料	<b>3.30% (税抜3.00%) を上限</b> として販売会社が定めます。 ※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。	商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。								
信託財産留保額	ありません。	—								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用										
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 <b>年1.562% (税抜1.42%)</b> の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6か月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。									
	<b>運用管理費用(信託報酬)の配分</b> (年率/税抜)									
	ファンドの純資産総額に対して	1.42% 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率								
	<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.70%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.70%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.02%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table>	委託会社	0.70%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価
委託会社	0.70%	委託した資金の運用の対価								
販売会社	0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価								
受託会社	0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価								
その他費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。  法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6か月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	<b>組入有価証券の売買委託手数料</b> ：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 <b>信託事務の諸費用等</b> ：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息  <b>法定書類等の作成等に要する費用</b> ：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷及び提出等に係る費用 <b>監査費用</b> ：ファンドの監査人等に対する報酬及び費用								

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。  
※運用・管理にかかる費用の総額について、詳しくは、後掲の「(参考情報)ファンドの総経費率」をご参照ください。

### 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合  
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。  
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。  
※上記は2026年3月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。  
※法人の場合は上記とは異なります。  
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 4. 手続・手数料等

### (参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ・脱炭素日本株・ファンド	1.66%	1.56%	0.10%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間は2024年8月27日～2025年8月25日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。





